

## ●第11回稚内市自治基本条例審議会 議事録

(と き) 平成18年10月1日(日) 14時30分～17時00分

(と ころ) 市役所本庁舎3階市長会議室

(出席者) 横山委員、斉藤委員、金村委員、飯田委員、花田委員、  
渡邊委員、今田委員、田辺委員

〔事務局〕 政策経営室 中川主幹、布施副主幹、渡邊副主幹、佐々木主事

〔傍聴者〕 1名

### 1 開 会

#### (政策経営室主幹)

それでは、ただいまより第11回稚内市自治基本条例審議会を開催いたします。

休日の中、お集まりいただきありがとうございます。本日は4名が欠席となっております。よろしく願いいたします。

### 2 審 議

#### (1) 条例項目に盛り込む内容・考え方

#### (会 長)

今日が第11回目の審議会です。いよいよ条例案の審議も大詰めにさしかかってきています。特に、一番大きい『情報共有』『協働参画』の部分は「コミュニティ」を除いてほぼ終わっており、今日はさらに「市長・市民・市職員・議員の責務・権利」を基軸にして進めていきたいと思っております。

委員長メモの第4回をご覧いただきたいと思えます。読み上げて皆さんの日程を調整・確認しご相談したいと思えます。

これから議論するものとしては、コミュニティ(途中)、市長の責務、市職員の責務、市民の責務と権利、議会の責務と権利、行政運営、国・道および他自治体との関係、国際交流、環境、子育て、観光、医療福祉、安心安全、条例の位置付けなど。そして最終的な総括討議です。

10月1日は、「コミュニティ、市長・市民・市職員」までで手一杯だと思います。3日は「行政運営、国・道および他自治体との関係、平和国際交流」などで終わるかと思えます。行政運営については、事務局から外部監査、関与団体、指定管理者、行政処分、行政指導、出資法人、総合計画などの解説も必要になるため、少し時間がかかるかも知れません。また、1日に積み残したものも出てくるかもしれません。

13日では総括討議に入る前に、国・道および自治体との関係、平和・国際交流、自

然環境との共生、条例の位置付け、条例の見直し、条例施行後の監視制度、子育て、観光、医療福祉、安心・安全についての議論が必要になり、総括討議に十分な時間確保となると厳しいと思います。

そこで1日、3日、13日の他に、12日を審議会として1回追加できないでしょうか。

「コミュニティ」については、3日に延ばさざるを得ないことがあります。いずれにしても、2回は審議をとらないと総括討議、つまり条例案が全部出揃ったところで1回半くらいはそれに時間を割かないと、全部網羅的にしっかり審議できないのではないかと、思います。今後の審議会予定は、1日、3日、13日なのですが、12日を入れることが可能かどうかお聞きしたいと思います。

**(委員)**

大丈夫です。

**(会長)**

では、12・13日の夜に審議会を開催するというので、事務局よろしいですか。

**(事務局)**

はい。出席できない審議委員の方もいらっしゃいますので、事前に条例案を送付いたしたいと考えておりますので、何かご意見があればメールでも結構です。ご連絡ください。

**(会長)**

条例案については、3日までの審議が終わった段階で作られるということですので、12日の前に送っていただければと思います。

それともう一点は「コミュニティ」について、前回相当議論してまとめたかったということもあり、委員長提案(メモ)を用意しました。

コミュニティについては、前回の討議内容を踏まえて、委員長提案をしたいと、思います。

(1) コミュニティについては、用語の定義を総則とする。コミュニティ活動に力点を置いて、例えば「コミュニティには、居住する地域を単位とした町内会などや、テーマ別に活動しているボランティアグループをはじめ、多様な組織を含みます」といった文言にする。

(2) 独立した章ではなく、『参画・協働』の章の中に1条設ける

(3) 「市民と市は、町内会、ボランティア団体、老人クラブ、文化・スポーツなどの団体やサークル、まちづくり委員会など、コミュニティ活動を担う団体を守り育てるように努める必要があります」

「市は、市民相互の親睦、高齢者の介護、子育て、防犯・防災など、まちづくりの担い手である地域のコミュニティの重要性を認識し、その自主性・自立性を尊重しながら、必要な支援を行う必要があります」といった内容にする。

これについて、どうかということをお諮りしたいと思います。市の考えとしては、「まちづくり委員会」をもっと積極的に入れたいということとして、市の意見も委員の皆さんにしっかりと伝えた上で議論したいということです。

今日は室長が欠席されており議論が難しいということなので、3日に室長より「まちづくり委員会」についての積極論、自治基本条例に盛り込みたいという説明を受けたいと思います。

私の方は、なぜこういう文言にしたかということ、前回審議会の中で必ずしも委員の皆さんが「まちづくり委員会」について1項目設けて積極的に、ということではなかったと思います。前回の最大多数を取ると並列的に「まちづくり委員会」を入れたほうがいいのではないかとということで、このような書き方にしました。

この件は、ペンディングにさせていただき、3日に議論していただきたいと思います。

#### **(事務局)**

前回の議事録が大体出来ておりますので、どういう議論があったのかということを確認していただきたいと思います。

#### **(会長)**

これについて何か質問ありますか。

#### **(委員)**

前回欠席したのですが、「まちづくり委員会」について、私も多少かかわっているのですが、もともと町内会があり、あとからまちづくり委員会ができたので、役割分担について少し曖昧な部分があると思います。その辺もはっきりさせるべきかと思います。

#### **(委員)**

私も前回欠席したのですが、「まちづくり委員会」をどのように自分で整理したらよいかわかりませんでした。これを見てスッキリする面はあるのですが、まちづくり委員会の条例は無いと前に言われていましたが、冊子か何か特別にあるものなのか、あればそれも読んで3日に参加したいと思います。

#### **(事務局)**

条例自体はありませんが、まちづくり委員会設立当初に「まちづくり委員会の意義」について書いたものはありますのでそれをお渡しできると思います。

## (会 長)

では、3日までにどのようにするか、皆さんでお考えいただきたいと思います。

それでは、今日はこのあと『市民の権利・責務』について議論していきたいと思えます。委員長メモの第3回をご覧ください。

### 1. 市民の定義

2. 市民の権利…具体的に書くのか抽象的に書くのか、具体的に書くのであれば何を入れるのか。抽象的に書くのであれば、市民はまちづくりに幅広く参画する権利を有する、といった文言になるのか。

3. 市民の責務…権利だけで責務は書かないのか。権利と並べて責務と書くのか。書くとするばどの程度書くのか。抽象的な文言にとどめるのであれば、まちづくりの主体としての意識と責任をもって、まちづくりに励まなければなりません、といったところになるのか。もっと強く、自己責任・自己決定といった文言も入れる必要があるのか。

4. 先の「まちづくりに参画しない場合の不利益条項」について、市民の責務を書いて「まちづくりに励まなければなりません」との文言を入れるのであれば、もう一方で、個々の市民の都合があるため「まちづくりに参画しないからといって不利益を被るものではありません」という文言をここに入れたほうがよいのか。

5. 子どもの権利と責務をいれることは必要か、入れるならばどのように入れるのか、子どもの定義は必要か。子育て支援や子どもの安全は別の項目で、あるいは独立した章をおこして、子どもについて触れることも出来ると思えます。

(私のほうでこういうメモを用意させていただきました。)

それぞれについて具体的に議論していただきたいと思えます。権利だけを入れて、責務は入れないというところもありますが…。

## (委 員)

権利も責務も是非入れて欲しいと思えます。言葉としては、「自己責任・自己決定」というきつい表現ではなく、「自らの行動と発言に責任を持つ」という感じでいいと思えます。

## (委 員)

前回の審議会に出ていましたよね。表現のしかたによって入れる、というのが皆さんの大勢だったと思えます。入れることには賛成ですが、表現がどのようになるのか。

## (委 員)

私も「市民の権利」というと当然そこに責務があるべきだと。一体性のあるものにしたほうがわかりやすいと思えます。ただ、文言の表現によりけりと思えます。

**(委員)**

私も権利と責務の両方をいれたほうが良いと思います。特に責務の方は、もしかしたらこの条例の中で一番大事なところではないかと思います。この条例は、一人ひとりの市民がもっとまちづくりに参加する意識を高めましょう、まちづくりに積極的に参加しましょう、ということを強く言うところが本当に大きな意義だと思うので、責務については必ず入れたいと思います。

**(委員)**

私も権利と責務は表裏一体のものなので入れたほうが良いと思います。責務については、先ほど委員がおっしゃったように、そんなにきつい表現でなくてもいいのかと。「…しなければならぬ」とか、そこまでの言葉を使ってしまうと不利益条項をどのように入れるかという問題にかかってくると思いますし、もう少し柔らかい表現で市民に「みんなで作らしましょう」というような気概を感じさせるくらいの表現でいいのではないかと思います。

**(会長)**

責務を入れるということは共通になったのですが、その表現のしかたですね。強い表現がいいのか、柔らかい表現の方がいいのか。

例えば、「まちづくりの主体としての意識と責任を持ってまちづくりに励まなければなりません」と(私のメモでは)してみましたが、これは相当強いですか。

**(委員)**

前に、不利益条項の議論のときにお話ししたように、結局、強い表現をしてしまうと、では万が一出来ない人が出てきた場合にどうなのだという問題が大きく出てきてしまい、その不利益条項を特別に作らなければならないという方向に行ってしまうのでしょうか。私としては、そうではなくて、個々の事情に応じて、自分のできる範囲で自分の身近な問題を自分たちでやっていきたいと思いますということが、一番言いたい事なのだという気がしますので、不利益条項を特別に設けるよりも、こちらの方で表現をやわらかくしたほうが良いのではないかという意見です。

**(会長)**

どのような表現だといいいでしょうか。

「市民は、個々の実情に応じて、まちづくりに参加します」でしょうか。

⇒「…参加するよう努めます」という感じでしょうか。

難しいのは、不利益条項が入ってくるのは少し強い表現で、「…しなければなりません」という文章と不利益条項がセットなんです。ですから逆にいうと、権利しか入っていない条例は不利益条項が入ってきません。

その辺をどうしたらよいか。恐らく、責務だけ強い表現で出されたら、それで不利益条項がないとなると、これは危うい話になってくるわけで、その辺をどうしたらよいか。

**(委員)**

岸和田市などの、市民の責務の書き方は「・・・するよう努める」という表現に留めています。

**(委員)**

多摩市だと「～に責任を持つものとします」という表現です。

**(会長)**

どうでしょうか。責務として強めの表現をして、不利益条項を入れるか、多摩や岸和田市のような表現の仕方とするか。(岸和田の場合は不利益条項も入っていますが。)

**(委員)**

私の感じるイメージとして、責務を強い言葉で言っても、その後に「不利益を被らないものとします」を言ってしまうと、逆に弱くなってしまいがちです。

それであれば、不利益条項を入れるのではなく、責務の方で少し緩和する方が私のイメージの中では、市民に呼びかける意図が出てくるかなと。

**(会長)**

多摩市のような感じがいいかもしれませんね。

**(委員)**

おそらく大多数の方が「まちづくりに対して積極的に一生懸命やりましょう、何が何でも努めます、そして手を携えて」という形にはならないと思います。どっちつかずの人が多いということであれば、私はどちらかという、責任を強く言うことが 1 項にあって、それを否定するような不利益条項がある、両方きちんと謳うことによって、一方で一生懸命やりましょうということと、それをしなくても特に市民として、地域として問題はないと幅を持たせることが出来るのではないかと考えております。ですから、きつい表現は入れて構わないのですが、それに対をなすような不利益条項も一方で入れたほうがいいのではないかと思います。

**(会長)**

他の委員の方はどうでしょうか。

**(委員)**

今の意見についてですが、不利益条項のうまい文言がどうしても出てきません。それであれば、あまり強い表現をいれるのではなく、不利益条項を入れないためにも市民の責務のところでも柔らかい表現をするのがいいのではないかと思います。

**(委員)**

私は、「自らの発言と行動に責任を持ちましょう」ということを入れていただきたい。その次に不利益条項があってもいいのではと思います。

**(委員)**

不利益条項という言葉にとらわれてしまうと、考え方が見えなくなってしまうのですが、大和市や札幌市の「責務を有する」という言葉遣いになるとピンと来ないので、責務をきちんと強く表現していいのではないかと思います。(ただ、不利益条項を入れることで、逃げ道になってしまうということになると、結論が出ません)

**(事務局)**

「市民の責務」としているところと、「市民の義務」としているところがあります。どう違いかはわかりませんが。どちらかというところ“義務”と言っているほうが柔らかい感じがします。

**(委員)**

責務をあまり強めにしないで、ある程度、多摩市や、岸和田市のような表現にとどめておいたほうがいいと思います。

**(委員)**

(フォーラムにおける)パネルディスカッションで〇〇委員が権利と義務の説明をした際に、会場から反発した意見が出ていました。権利はいいが、義務については反対だ、不利益条項などありえないという話でした。そういうとらえ方をする人は他にもいました。一体何が不利益かわからないのに不利益条項を入れるのもどうか。それであれば、権利の部分をソフトに表現してなるべく「こういう方向でいきましょう」とか、「努めます」としておくべきだと思います。あのかのときの反応はある種、市民の反応だったのではないのでしょうか。

**(委員)**

発言された方は、「不利益」ということばに「何なんだ」という反応だったと私も思います。やはり、あいまいなことばが出てきてしまうことで、逆に「それはいったい何なんだ」という疑問を市民が持ってしまうと本来の趣旨が見えなくなってしまうのではないかと思います。

**(会 長)**

意見が分かれました。どうでしょうか。

**(委 員)**

市職員や市長の責務などは、責務だけですよね。そうすると、自治基本条例の中身を一般の方が見たときに、市職員や市長の責務に柔らかいどっちつかずの表現が並んでいると、あまりいい解釈は持たないと思います。それであれば、市民自らの責務をきつく謳うことで、市職員や市長の責務も漠然としたものではなく、ハッキリしたものにしていけるような気がします。

**(会 長)**

市長や市職員の責務は厳しく書いているところは多いです。それは書かないとまずいと思います。

**(委 員)**

その点、市民と、市職員・市長の大きな違いは、市民の場合は、できる人はやるし、どうしてもできない人はできないという個々の事情に応じてですが、市長や市職員は公務ですから。ですから、表現の違いが多少あってもいいのではないかと思います。

**(事務局)**

参考までに、比較的最近出来た丸亀市の自治基本条例では、表現を項の内容によって使い分けています。

例えば「協働による自治の推進に努めるものとする」というやさしい表現、それから参画等の権利が市民はあるわけですが、「その権利の行使にあたって、これを濫用してはならない」という言い方をしています。

これからどういった内容を『市民の責務』に入れるかと言うのを話されると思うのですが、内容によって使い方を考えるというのも可能だと思います。

**(委 員)**

丸亀市の条例は私の考えに合致しています。市民が何かをこれからやろうとするものに関しては(英語の)MUST を使わず、やるにあたって守らなければならないことにはMUSTを使うということです。

参画する上で発言したり行動したりする事に関してはMUSTを使ってもいい。しかし、参画そのものに関してMUSTを使い、「参画しなければならない」となってしまうと、不利益条項で問題が出てくると思います。

**(会 長)**

多摩市のような表現はどうですか。



**(委員)**

「自らの発言および行動に責任を持つ」、これは参画するにあたっての部分なので、むしろ私は MUST を使ってもいいのではないかと思います。

もともと「参画しなければならない」という規定のしかたはどこもしていないのですか。

**(会長)**

「まちづくりに励まなければなりません」などの表現のしかたになっています。

**(委員)**

「まちづくりに励まなければなりません」ということは、やはりまちづくりに携っていくという行動を起こす部分なので同じことだと思います。そうすると、そこで MUST を使うのはどうかという気がします。

不利益条項がかかってくる部分は、丸亀市で言うと 5 条 1 項の部分で、2 項にはかかってこないわけですね。他市町村の条例を見ると、2 項だけのようになります。2 項だけであればむしろ不利益条項は要らないとも思いますが、入れるのであれば 1 項・2 項両方入れるのが順序として筋だと思うので、1 項をどのような表現にするかという問題だと思います。

**(事務局)**

丸亀市の場合は、不利益条項は入っていないですね。

**(委員)**

この表現であれば入れる必要はないですね。

**(会長)**

不利益条項を入れないのであれば、多摩市のような表現が一番望ましいでしょうね。

**(委員)**

多摩市はかなり曖昧だと思います。

**(会長)**

おそらく多摩市も市民委員が集まって決めたときに、もめたのではないかと思います。そういうところはどうしても出てくると思います。やはり多数のご意見がそうだとした場合に、中庸な線でまとめていかないと、おそらく極端な話ではまずいと思います。

**(委員)**

丸亀市の 1 項のような定め方でも、不利益条項は必要でしょうか。これが責務として

十分かどうか、という議論はあるとは思いますが。

**(会 長)**

「努めるものとする」というのは「努めなくてはならない」と似たようなものです。ですから、「協働による自治の推進に努める」というのは、それだけまちづくりに励みなさい、ということと同じ趣旨だと思います。

**(事務局)**

以前、作業部会で「努めます」と「努めるものとします」とでは、どう違うのかという話になって、専門家である市の法規担当へ聞いたところ、「努めます」というのはその通り努めなければならない、「努めるものとします」は若干弱いと言っておりました。

ですから、行政がよく使いたがるのは、「努めるものとします」という、はっきり「努める」と言い切らない表現です。

**(委 員)**

曖昧な部分は残る言い方ではありますが、その表現の中に「個々の事情を勘案しますよ」という趣旨を含めるというわけにはいかないでしょうか。

**(会 長)**

そうであれば多摩市のような「責任を持つものとする」という表現のしかたが一番いいですね。「努める」という表現が入ってくると強いんですよ。

**(中川主幹)**

不利益条項という話もわからないわけではないのですが、まず先に「責務とはどういうものなのか」、という議論をしていただくべきかと思います。市民の責務とはいったい何なのか、審議委員の皆さんが個々に思っている市民の責務には色々な形があると思いますが、その辺があまりでていないのではという気がします。

**(委 員)**

基本原則の話をしたときに、その辺は出ていたのでは？

それで、表室長の方から基本原則や定義の部分が細かすぎないかという話が出ていたくらいですから、内容について話は出ていると思いますよ。

**(会 長)**

市民参画という基本原則の中で「まちづくりは市民全体の共通の利益のため、市民一人ひとりが自ら考え行動し積極的に参加して進めます」という表現がありますから。これを基にして作ることは可能だと思います。

### **(事務局)**

今の主幹の話は、「責務」という言葉の意味ということです。それによって言葉の使い方が変わってくるでしょうから。

先ほど、義務と責務の話をしました。丸亀市の解説を見ますと少し違いますね。どちらかというと「責務」という言葉の方が少し柔らかいということなんですね。

### **(会長)**

さあどうしましょう。

委員の中では、強い表現をした方がいいという意見と、そうでない方が半々です。

その時に、その問題を不利益条項と関連させながら発言していたと思います。

まとめにくいといえばまとめにくいですね。最大公約数となると、多摩市のようなかたちでまとめるしかないのではという気がします。それで納得していただけるかどうかということです。

### **(委員)**

こういうかたちになると不利益条項は要らないと思います。

### **(会長)**

多摩市のようにするのであれば要らないです。私が最大公約数と言ったのは、不利益条項を入れないであまり強制力がないようにするのであれば多摩市の表現がいいのかと。

### **(委員)**

不利益とはどんなものか、ということについては先日かなり議論しました。

これが直接全体のまちづくりにつながるかどうかは別問題ですが、例えば学校のPTA活動などでも主体的に参加する方と、そうでない方もいるわけです。何が何でも一緒にやらなければいけませんよという考え方があり、一方で、なかなか出来ない事情や自ら進んでやりたくない人もたくさんいます。でも目標としては、色々な方たちが一緒に手を携えて進めるべきという考えのもとにみなさんやられていると思いますが、かといって、やらないことによって周りの人から冷たい差別を受けたりすることは往々にしてあると思います。

こういったことをなくするためにも、文章としてきちんとうたっておくことで、逃げ道があるというか、考え方の幅が持てることがあると思うので、きつい言葉を入れ、反対に不利益条項も入れることので成り立つのではないかと思います。

### **(事務局)**

不利益条項は別にして、「市民の責務」にどんな内容を盛り込むかということを中心に決めていただき、その内容によって言葉をどうするのかという議論をしていただいた

方がわかりやすいのではないかと思います。例えば、審議委員のみなさんからの意見に、市民等の責務として、「参加する権利の行使にあたり自らの発言と行動に責任を持つ」というのが載っていますが、これを入れるすれば、入れると決めた場合には、表現をきつくするのか、やわらかくするのかという議論をしていただいたほうが、わかりやすいと思います。

今、聞いていますと、不利益条項をどうするか、それによってどうするのかという両方の話をしながらやっているように思います。具体的に入れる内容、ここにこういうことを盛り込むのでそれによってこういう表現をきつくするのか、柔らかくするのか。それによっておのずと不利益条項をどうするかという話も出てくるのではないのでしょうか。

#### **(委員)**

他の自治体のものを見ると、大きく2つあると思います。1つはまちづくりに励むということと、もう1つは励むにあたっては責任を持ちましょう、その二段構えだと思います。片方のところもあります。「励む・まちづくりに参加する」という部分をどのような言葉にするかによって、不利益条項如何の問題になってくるのではないかと思います。ですので、その2つをまず入れることでいいのかどうかを決めた方が良いでしょう。

#### **(委員)**

全くその通りだと思います。1項と2項に分かれるのだとしたら、最初の方は「まちづくりの主体として励みましょう」と入ると思うし、次に「まちづくりに参画するにあたって、自分の行動・発言にはきっちり責任を持ってください」という言葉が入るのではないかと思います。

#### **(会長)**

私の抽象的な案にも、それは両方入っています。「まちづくりの主体としての意識と責任を持ってまちづくりに励まなければなりません」、当然発言も含めた責務ですね。それを一言で表現しているのですが、ただ、「励まなければなりません」という文言が非常に強い表現ということであれば、直して柔らかい表現にしていこうということになります。

#### **(委員)**

会長の案は、1つの文にまとめているので、最後の部分をきつい言葉にしても柔らかい言葉にしても二つにかかってしまうのですが、それをきつい言葉と柔らかい言葉に分けるとすれば丸亀市のような規定のしかたも1つかと思います。

1項のほうは多摩市ぐらいにした方が良いでしょう、2項に関しては MUST (…ならない)を使っても良いでしょう。

#### **(会長)**

丸亀市の「濫用してはならない」の「ならない」というのは、「濫用」にだけかかっているのですかね。

**(委員)**

「責任を持たなければならない」ということだと思います。「責任を持ち」という部分にもかかっていると思います。

**(会長)**

ただ、どうですか。「政策形成の過程に参画するにあたっては・・・に責任を持ち、権利の行使にあたっては・・・濫用してはならない」ということは、「責任を持ち」には、「ならない」はかかっているかです。ですから、参画するのは責任を持ちます、権利行使は濫用してはいけないという表現ではないでしょうか。

**(委員)**

私は「発言に責任を持たなければならない」としても、この部分は「参画するにあたっては」ということなのでいいと思います。ただ、1項については「ならない」としてしまうと問題が出てくるかと思いますが。

**(会長)**

つまり、「参画するにあたっては」というのは、参画しない人もいるから、ということですね。

**(委員)**

というか、「参画するにあたっては」ということは、参画する人を前提としているわけです。

**(会長)**

ということは、参画しない人もいるということですよ。あくまで参画する人については責任を持たなくてはならない、ということですね。

**(委員)**

ここはまさに参画するか、しないかという問題が含まれてくるので、あまり強めの表現をすると色々な問題がでてくるのではないかという気がします。

それとも、2項でも、参画したとしても、別に発言や行動に責任を持たなくてもいいという含みが必要になってくるのか。

**(会長)**

「参画するにあたっては、自らの行動に責任を持つものとします」でもいいわけでは

よね。

**(委員)**

それでもいいとは思いますが。

**(会長)**

どうでしょうか。強めの表現の方も、弱めの表現の方もおりますが、その辺をはっきりさせましょう。

**(委員)**

やはり主体的であるというか、市民が自治の担い手であるということは一方で必要だと思います。そのことによって当然権利と責任が発生するということは、ハッキリした方がいいのではないかと思います。せつかく自治基本条例を作るわけですから、自ら治めるという意識が、全体的には色々な条で入ってきていますけれども、『市民の権利と責務』の中でもあらためてきちんと謳ったほうが、一本芯が通るのではないかと思います。

**(委員)**

気持ちとしては私もそうです。ただ、「不利益」という言葉にすごく違和感があって、それをどう処理したらよいかと考えた時に、やはりどこで調整するのかという意味で、今のようない意見になっています。本当は責務としては強く言いたいというのが気持ちとしてあります。

**(委員)**

不利益条項というのを、ものすごく柔らかい言葉で表現できるのであれば、強い言葉で責務を入れてもいいとは思いますが。

**(委員)**

ないと思います。ただ、先ほどの PTA の話ではないですが、これが現実なんです。

**(委員)**

個人の意思が尊重されるというのが前提なのですから、「責務」というところできちんと謳ったほうがいいと思います。逆に、そこで話し合えることのほうが大事かと。

不利益条項ということで引いてしまうと、本当に進めようとしている側の人たちが逆に不利益になってしまうのではないかと思うのがあります。何をやるにも必ず議論はついてくるので、きちんと「権利と責務」ということでは明らかにした上で、それが市民としてどうなのかという議論していけばいいのでは。

**(委員)**

不利益条項はやはり「不利益を被らない」という言葉は入れたほうがいいということですか。

**(委員)**

「不利益」という言葉になるかどうかはわかりませんが、個人の意思は尊重されますということですか。

**(委員)**

そういう保障の仕方であれば、私も同感です。

**(委員)**

その上で責任を持ってまちづくりをやらなければダメなのではないか、というところまで言える人たちにとっては必要ではないかと思います。それでなければ、まちづくりが進まないのでは。

**(委員)**

1 項でまちづくりに励まなければならない、まちづくりはするものだ、強い解釈をするとそうなります。1 項の中だけを読むと、そのまちづくりをするのかしないのか、という二者択一の色分けになってしまう。しかし、曖昧な人がたくさんいるわけで、その方々も一市民として仲間として当然認めるべきだし、明日は一緒になってやってくれるかもしれないということだから、やる側としての責務ははっきりさせておく。

けれども、矛盾するようですが、そうではない人もたくさんいるわけだから、不利益を被らないということもきちんと入れておく、ということで幅ができる。私は法律のことはよくわかりませんが、現実のことを話すとそういうことになるのではないかと思います。

**(委員)**

町内のこととか、PTA にそれをあてはめたら、全くそれしかないと思ってしまいます。

**(会長)**

委員の言うような、個々の実情に応じて、というニュアンスに近いのは、奈井江町ですね。「自分のできる範囲でまちづくりに参加するよう努めます」、これをもっと弱くするのであれば、「自分のできる範囲でまちづくりに参加するものとします」、こういう表現ももちろんあります。

これは非常に難しいですね。意見が完全に分かれてしまっていますので、ペンディングにしますか？

**(委員)**

「不利益を被らない」という、何か柔らかい言葉や表現がもし事務局であれば。

**(委員)**

「不利益」という言葉がよくないですね。私も違和感あります。

**(委員)**

それを聞くと、市民は何かされるのではないかと思ってしまう。

その表現が何とかなると、委員のおっしゃっていることに賛同はするのですが。

**(委員)**

積極的に参加する意思のある人が今の(強い表現の)文章を読んだ場合は、それは「当たり前だろう」と思いますが、90何%の人たちは「これ何?」となってしまうと思います。

権利も責務も明確化し、これをやらなければならないと載せてしまうと、積極的に関わっている人たちはその通りだと思うけれども、何も考えていない人はたくさんいるわけで、その人たちにいきなりこれを見せた場合、「こんなことまでしなきゃいけないの?」となってしまう。

**(会長)**

「義務」というニュアンスがすごく強いとそうなってしまいます。「不利益」云々以前の問題としてあると思います。

**(委員)**

よく「ギブアンドテイク」と並列に言いますが、地方自治体の住民はほとんど「テイク」のみで「ギブ」はないと思います。

**(会長)**

不利益条項に至る以前の問題として、「責務」というときに 4~5%はしっかり受け止められますよね。問題は 95%だと思います。

それを自治基本条例が数%伸ばしましょうというきっかけにはなってくるかと思いますが。

**(委員)**

曖昧にしておくとう入口はわりと入りやすいかなと思います。

**(委員)**

明らかにした方がフェアかな、とも思ったのですが。



**(委員)**

そうすると、今度入口が狭くなりますよね。このあの中身はいつでも変えられますよ、という話になった場合に、門前払いを食っているからダメだよとってしまう人がいるかもしれないし。

**(委員)**

深く関わっている、いないを別にしても、このような条例をきちんと読み取れるかどうかということが問題だから、曖昧であればもっと読み取れないのではないかと思うのですが。

**(事務局)**

『市民の責務』について議論していただいているのですが、『市民の権利』についてもどういう項目を入れるのか、ここで決めていただかなければなりません。

他市町村条例のつくりを見ていると、大概、市民の『参加する権利』があります。そして責務へ行くと、「市民の権利で参加する権利を有する。だから責務としては・・・」という流れになっています。

ですから、「責任を有するという権利」を言っておいて、なおかつ責務で「参加しなければならない」というような強いことを言わなきゃならないのかどうか、ということもあるのですが。

**(委員)**

二重に、ということですね。「できる」と「ならない」というかどうか。

**(会長)**

では権利の方から行きますか。

権利の方は、具体的にどこまで書くか、抽象的に書くかという問題にすべて尽きると思います。抽象的に書くなら、メモでは「市民はまちづくりに幅広く参画する権利を有する」という表現ですが、実際には『市民の権利』というときには、もっと具体的に、つまり必ずしも『権利』と『責務』が対になってなくてもいいのですよね。

例えば、大和市では「まず、個人として尊重される」とか、「快適な環境で安全安心な生活を営む権利がある」などとなっていますし、岸和田市は「市政に関する情報を知る権利」という表現が入っています。ですから、どの辺までを『権利』として入れるのが適当なのか、ということです。

**(委員)**

会長の文章が一番わかりやすくいいと思いますが。

**(会長)**

ただ、非常に抽象的であり、一言で終わっているのです。

単に、「まちづくりに参画する権利」と言うよりも、もっと広い市民生活全般に渡るものも入れていく必要があるのか、ないのか。具体的にどの程度書くのか、というのはそういう意味です。

**(事務局)**

審議委員の方々に意見をまとめていただいたものには、「知る権利」「参画する権利」「人権の尊重」が出ていました。

**(委員)**

「知る権利」というのは情報共有の部分に大きく関わってくるので、「参画する権利」と併せて入れるべきだと思います。「人権の尊重」という部分をここで取り入れるかどうかというのは、各自治体で違うと思います。この条例でうたわなかった場合に、稚内市では他の条例なり憲章なりでうたっているのですか？

**(事務局)**

人権について謳っているものはないです。

**(委員)**

そうであれば、憲法的な位置づけだということもあるので、広く入れてもいいのかという気もしますが。

**(会長)**

むしろ、いろいろな指針や個別条例ができてきて、そういう自治体の施策の延長線上に自治基本条例がある、と考えていいと思います。また、自治基本条例ができたことによって、またいろいろな指針や個別条例ができるということにもつながると思います。

ということから、ダブっても問題はないです。あるなしに関わらず。

それで私は『協働』のときに、稚内市に指針があるかどうか事務局に聞いたのは、指針があればそれを踏まえた条例としてさらに出せるわけですから。

ただ、ないということなので、入れますか？「人権の尊重」、それに近いような文言で、例えば「個人として尊重される」という表現だと思います。

**(委員)**

市民の権利のところに、「まちづくりに参画する権利を有します」だけだと、それしか権利がないと感じてしまう。やはり、「安心安全な生活を営む」が市民として一番大事だと思うのでその辺も入れたほうがいいのではないかと思います。

**(会長)**

そうなのです。市民としての権利というのはすごく幅広いのですよね。

**(委員)**

よく考えてみれば、そういう「安心安全な快適な生活」をするために、自分たちで治めていこうという話だから、大前提になる権利ではありますよね。書いておいた方がいいと思います。

**(会長)**

では入れますか。

「知る権利」は『情報共有』のところに入っていましたか？

**(委員)**

確か「市は市民の知る権利を保障し～」と入れています。

**(会長)**

では、それはいいですね。

「人権の尊重」については、どのような言葉を使うのかは別にして入れるということ、まちづくりに幅広く参画する権利を有するということですね

**(委員)**

「市民は、まちづくりに幅広く参画する権利を有する」の「市民は、」の後に。「それぞれの立場で」を入れると、あとで便利になるのでは。

**(会長)**

それでは「それぞれの立場で」を入れますか。でも、権利なので「それぞれの立場で」というのも何だか変な気がします。一言で「参画する権利」でいいような気がします。

奈井江町だと、「一人ひとりの自由な意思によりまちづくりに参加する権利があります」という表現もありますが。それもやや曖昧ですけど。

**(委員)**

大和市のように、個人として尊重されるような表現ではどうでしょうか。

**(事務局)**

権利なので「全ての市民にある」というような表現をきちんとしておかないと……。

**(会長)**

だからこそ、この権利は市民生活全般にわたる領域まで入り込んでおかないといけ

ないという気がします。

**(事務局)**

責務に関しては、それぞれの立場ということで良いと思いますが。

**(会 長)**

それでは、ここは①「人権尊重」「個人の尊重」等の文言を入れて、②「安心・安全な生活を営む権利」があるということと、③「まちづくりに幅広く参画する権利をもつ」といこととします。

**<まとめ>市民の権利**

①「人権尊重」「個人の尊重」等の文言を入れる

②「安心・安全な生活を営む権利」があるということ

③「まちづくりに幅広く参画する権利をもつということ

**(会 長)**

では、責務の方へ戻ります。権利を踏まえて責務はどうですか。

**(委 員)**

さきほどの「それぞれの立場で」という文言を責務の方で入れるとどのような形になりますか。

**(会 長)**

奈井江町の例に近いですが、ただ強く表現したい方とそうでない方とで意見が分かれています。なかなか決められないですね。

**(事務局)**

事務局でも不利益条項について「別のことばで」と考えましたが難しいですね。「差別」と言い換えるくらいでした。

そして、おそらく「不利益」とはどんなものが不利益なのかと言う人も出てくると思うので、それをどのように説明したら良いのかというのが非常に難しいです。具体的に何かあればいいのですけれども。

**(委 員)**

不利益の発生する要素とは考えられないですから、それを想定して考えるというのも難しいと思います。

**(委 員)**

不利益を受けないというというのは、市から不利益を受けないということなのか、市民からも不利益を受けないということなのでしょう。

#### (委員)

両方からと考えてよいです。

#### (会長)

強い表現で盛り込むということは、どこかにもう1つ何かあった場合を想定しておかなくてはならないということなのです。だから、担保にするものを1つ入れましょうということなのです。〇〇委員がおっしゃったように、責務の方で強い表現ではなく「・・・するものとします」という表現にすれば、そんなに担保はいらなくなってしまうということです。

他市町村の自治基本条例を見ていると、大体がどちらかなのです。そして、意見としてはどちらも正しいですよね。この審議会ですらどちらを選ぶのが難しい話なんです。

#### (事務局)

「参画すること」を強い表現にしてしまうと、「参画しないことへの不利益」が必要になるというお話ですよね。「参画する」ことを強い表現にしなくても、丸亀市のように、参画するために、どのようなことを私たちはしなくてはいけないのかということについて強い表現にすると、「不利益」という話が出てこないのかもしれない、と考えられます。

#### (委員)

(先ほど会長から)「努める」という表現はわりと強めであるということでしたが、そうすると、例えば、「努める」ということばを使わずに「責任を持つものとします」と語尾をそういう形でやわらかくするという方法と、語尾は「努める」というふうにするけれども、奈井江町のように「自分のできる範囲内で」とか、〇〇委員のおっしゃった「個々の立場で」というような一言を入れて多少語尾を強めるというのも方策としてはありますよね。

#### (会長)

弱めた場合はそのどちらかだと思います。ただし、「励まなければならない」といったような表現を用いるのであれば何らかの形で、「差別的な取扱いを受けない」あるいは「不利益を被らない」という表現が入ってくることになると思います。

その判断を(本日出席の)7名の委員の皆さんで決断していただければと思います。

では、3つの案を提示しますので、その中でどれがよろしいか判断してください。

(1)あくまで強い表現を用いて、(文章はこれから考えるにしても)不利益条項をいれるという考え方

(2)「努めます」という表現は使いつつも、「個人の実情に応じて」、「自分の出来る範囲で」というような表現を用いていくという考え方

(3)多摩市のような形で、「行動や発言、あるいは参画に責任を持ちます」という表現をして、「努力」とか「励む」という表現を使わないという考え方(そのかわり、多摩市の場合、「自分の出来る範囲で」とか「個人の実情に応じて」という文言も入れないということになります。)

**(委員)**

私は、「それぞれの立場で」という表現を入れる(2)と多摩市のような(3)で悩んでいます。

**(委員)**

私は、強い表現と不利益条項を入れるという(1)です。

**(委員)**

私は(2)で不利益条項なしです。

**(委員)**

私は(2)と(3)をうまく合体をさせた形が良いと思います。

**(委員)**

私は基本的に(2)案に賛成です。

**(委員)**

自分としては(1)ですが、市民レベルで考えた場合、(2)が良いと思います。

**(委員)**

私は(2)案です。

**(会長)**

(2)案でよろしいですか。⇒了承

それでは、「市民は、〔個人個人の実情に応じ、〕〔自分のできる範囲で、〕まちづくりに参画するよう努めます」という文言を入れるということによろしいですか。

あとは、他の自治体では「自らの発言と行動に」というのも出てきますが。

**(委員)**

これはまさに、〇〇委員がおっしゃった自己責任という部分だと思います。これはあつた方が良くと思います。

**(会長)**

これも「市民は自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます」ということでどうでしょうか。

**(委員)**

今の2つめの部分を「努めます」としてしまうと、先にせつかく「個々の実情に応じ」という一文で「努めます」にかけてのがはずれてしまう気がするので、「参画するにあたっては・・・こうします」としたほうが良いのではと思います。

**(会長)**

「個々の実情・・・」が薄れてしまうということですね。では、「参画するにあたり、自らの発言と行動に責任を持ってまちづくりに努めます。」ということよろしいですか。

**(事務局)**

その場合、「まちづくりに努めます」という部分は必要ないのではと思います。

**(委員)**

そのほうが1項とだぶらなくて良いと思います。

**(会長)**

「市民は、まちづくりに参画するにあたって、自らの発言と行動に責任を持つものとなります。」ということよろしいでしょうか。⇒了承

**<まとめ>市民の責務**

・「市民は、[個人個人の実情に応じ、][自分のできる範囲で、]まちづくりに参画するよう努めます」

・「市民は、まちづくりに参画するにあたって、自らの発言と行動に責任を持つものとなります。」

という形でまとめる。

**(会長)**

皆さんに良いご意見をいただいて、最終的にまとめるという作業をどうしてもしなくてはならないものですから、多数決みたいになってしまい申し訳ありませんが、そのようにさせていただきます。

それから、子どもの権利と責務の部分なんですが、これも委員の皆さんから、ずいぶん意見が出ておりました。これについては、後に回したいと思います。「市民の権利と責務」に入れるか、あえて子どもの権利と責務という1項目起こすか、これは、10月3日の審議会ですりたいと思います。

続いて、市長の責務に移りたいと思います。(委員長メモの第3回ですが)私のほうで書いたのは、1つは公正・誠実な市政執行、市民のニーズや意向の把握、効率的効果的な施策の遂行、市政運営方針の明確化などの記述が必要なのか。

2つめは市職員の指導監督、さまざまな行政需要に対応する人材の育成、効率的、効果的な組織運営に努めるなどの記述が必要か。それから、3つめは地域の魅力や情報の発信、もう少し強く、宗谷地域や稚内市の魅力や情報を国内外に発信といった記述が必要かどうか。4つめは市民との対話、職員への研修機会の充実への努力、地域産業の振興も盛り込むべきかどうか。5つめは市民からの意見や質問に迅速に対応してわかりやすく説明する必要がある、市民生活の重大な影響のある事項について施策の決定過程をわかりやすく市民に説明する責任があるなど、「説明責任」について盛り込む必要があるのか。「説明責任」について、もしも盛り込むとしたら、市長の責務なのか、市職員の責務なのか。それとも情報共有なのか。説明責任については、情報共有のところでは触れなかったということになりますので、市長の責務か市職員の責務に入ることになると思います。

それから、委員のみなさんから出されているものとしましては、①市政の最高責任者、②自治基本条例に基づく市政運営、③市民との対話、④職員の育成、⑤危機管理：市、地域、コミュニティとの協働による災害等への対応・安心安全なまちづくり、⑥市の中長期的なビジョンを大きな絵として描く、⑦市民の一步をつくるために市政と一体となってリーダーシップを発揮する、⑧市政の最高責任者として条例遵守のまちづくり推進、⑨公正・誠実かつ効率的な行政運営 ということ、私の意見とかなりだぶる部分は多いと思います。

それから、執行機関の責務ですが、これが市長の責務に入るのか、市職員の責務に入るのかということですが、①行政サービス向上のため総合的かつ計画的な行政運営、②広く市民から意見を求め、市民主体のまちづくりの発展に努める、③情報公開・提供、④説明責任、行政の透明性の確保、⑤応答責任 こういったものが入ると思います。

では、ご意見を頂きたいと思います。ここからは、まさに「公務」というか「お仕事」ですから、市民との違いはあるわけですね。責務だけで権利は出てこないということになるかと思います。議会になると、また別に、議会の権利というものが必要になると思いますが。

(項目条文比較表の)27ページからは市長の責務、30ページから、ニセコ町、遠軽町、大和市などは、執行機関の責務として、別途、市長を除いた部分で書いています。とくに、岸和田市は「市長を除く執行機関は・・・」という表現で、市長を除いて責務を規定しております。

## (委員)

夕張市のような市の財政の破綻を現実のものとして見せられると、やはり市長の責任は重いなと思います。かといって、ああいう事態になったあとの市長の責任追及という



のは、どうなっていくのか考えたときに、背任行為に通じる部分、それに近いような職権乱用に通ずるところが一部あると思います。そうした場合、一般的な行政運営、行政指導のほかに、「最小の経費で最大のサービスが生まれるような・・・」という表現があると良いなと思います。

**(会 長)**

私の場合は、「効率的、効果的な組織運営」と書いていたのですが、もう少し強い調子ということですね。「最小の経費で最大の効率、最大の成果をおさめる」というような感じでしょうか。

**(委 員)**

自治法上に明記されていることですが。

**(会 長)**

そうですが、それを繰り返すここでも良い訳ですね。

**(委 員)**

(夕張市の場合は)閉山で必死だったというのはわかるのですが。

**(事務局)**

いまおっしゃったお話はあとで行政運営の中にも出てくる話ではあります。

**(会 長)**

でも、だぶる部分はあっても良いです。

**(委 員)**

地方公務員法とどこまで被ってくるのか、区別がつきませんので、どこまで載せるべきかわからないのですが。

**(会 長)**

地方公務員法はいろいろなものが載っていますが、その中でやはりポイントとなるものを自治基本条例に載せることは全然問題ないと思います。

例えば、私は「市長は地域の魅力や情報の発信に努めないといけない」と書いていますが、そのときにもう少し、宗谷地域や稚内市の魅力や情報を国内外に発信すべきだ、とかいうのはどうですか。

つまり、一方で行政の効率性とか、市民ニーズの把握というのがある訳ですが、それとは少し別に、世界に対して発信をしていくという面もあってもいいのかなという気がするのですが。

私のメモと委員の皆さんから出された意見の中で、どの辺を盛り込んだら良いでしょうか。もちろん全部入れてもいいわけですが、もっと特にというのがありましたら。

**(委員)**

やはり市政の代表者(最高責任者)であるというのははずせないと思います。それから、説明責任というのもきっと必要になると思いますが、説明責任というのではなく、市政運営方針になるのかもしれませんが、将来の地域の大きな絵とといいますか、夢を語るというような表現がほしいと思います。

**(会長)**

「地域の将来ビジョンを描く」という感じでしょうか。

**(委員)**

市民(いろいろな団体)との対話も必要と思います。  
羅列されている9つ全部入れてもいいような気がします。

**(会長)**

委員の皆さんから出されている9つの中で入れなくてもいいものはありますか。

**(委員)**

危機管理は市長のところに入れるべきなのか、執行機関、行政運営のところに入れるべきなのかという問題があると思います。

**(会長)**

執行機関を項目として起こす必要があるかどうか議論する必要がありますね。

**(委員)**

何がどこに入るのか、ちょっとあいまいですね。

**(会長)**

「市長の責務」と「市職員の責務」はこの条例にもあるのですが、「執行機関の責務」というのはあまりないですね。

**(委員)**

たとえば、行政運営という項目がありますけれども、結局、行政運営というところが、私としては執行機関の責務的なものなのかなというとらえ方をしていました。「こういうふうに行政を運営していかなければいけない」というようなとらえ方なんです。

### (会 長)

行政運営というと、総合計画とか出資団体とか補助金交付団体のことや監査といった、かなり行政プロパーの問題を出すということではないでしょうか。委員のみなさんに執行機関として書いていただいたのは、もう少し幅広くなっています。

### (委 員)

「市民との対話」や「職員の育成」や「ビジョンを描く」といったことはまさに市長のやるべき責務だと思いますが、危機管理などは、もちろん統括者は市長なので、市長と言ってしまえば何もかも市長になってしまいます。

### (会 長)

執行機関の責務という中で、どちらかに振り分けできるものもあると思います。例えば、執行機関の責務の①は、市長のほうに入りますよね。

それぞれひとつひとつ見ていくと、両方に入るものもあるんですよね。そうすると、いろいろな自治基本条例を見ていると、執行機関というのをあえて設けなくて、両方に入れている場合もありますし、両方にかかわるけれども市長のニュアンスが強いものは市長のほうに入れて、市職員のニュアンスが強いものは市職員のほうに入れ、両方同じくらいの比重で必要なものは両方に入れるというような、執行機関というあいまいなものをつくっていない自治体が多いようです。

### (事務局)

いま、庁内の作業部会のほうでは、行政運営としまして、執行機関の責務のなかの①というのは、総合計画の中で出てきています。それから、②の「広く市民から意見を求め」という部分は、たとえば審議会ですとか、パブリックコメントといったところに入ってくると思います。それから、情報公開というのも置いていますし、説明責任は、作業部会の中でも議論がありまして、これを行政運営の中にもってくるべきなのかどうか、むしろ、市長や市職員の責務にもってくるべきではないかという議論がありました。それから、行政の透明性の確保というのは、まさしく行政運営の中で出てきますし、応答責任というのは、説明責任と対になって出てくるだろうということで、それは市長か市職員かということで議論にはなっています。

### (会 長)

その場合、「市は・・・」ということになるのですか、「執行機関は・・・」ということになるのですか。

### (事務局)

「市は・・・」ということです。行政運営では「市は・・・」という表現を使っております。この審議会が一番最初に定義した中では、市という定義は市長も執行機関も全部含め

て市という定義をしています。

ただ、そうは言っているけれども、市長と市職員の責務は個別に出して条例の中でうたうということはいいと思います。

### **(会 長)**

例えば、(項目条文比較表32ページでは)ニセコ町では、執行機関の責務となっていますけれども、執行機関の責務ということによって、町職員の責務はないのではと思います。

### **(事務局)**

ニセコ町は、職員の責務を執行機関の責務の中に入れていますが。その中で、「町の執行機関は・・・」という責務と、「職員は・・・」という責務に分けています。

### **(委 員)**

遠軽町は執行機関と職員の責務を分けていますね。

### **(会 長)**

本当は執行機関なんですけれども、それを大体「市は・・・」という表現にしてしまうわけですね。それで、私が書いている市職員の責務は、本当に市職員だけに限って言えるような部分だけを網羅したんです。委員長メモを見ていただきたいのですが、「公正・誠実な職務の遂行」、「専門的な知識の十分な発揮」、「幅広い視野での職務の遂行」、それから、2番は「市民の視点に立って、市民に平等・公平に相對する」、それから、「市職員自らも市民であることを自覚する」、「できるかぎり縦割りの弊害を除去し、市職員同士の連携を行なって解決する努力が必要(つまり、縦割りの排除)」、それから、5番目は「積極的・意欲的な勉強・学習、研修への参加」となっています。

ですから、市職員の個々について「これこれが大事」ということを網羅しました。市長の責務に入らない部分は「市は・・・」という表現のほうがいいのかなというふうに思ったんですよね。逆に執行機関と市長とが重なりあう部分がいっぱい出てきてしまうものから。

### **(委 員)**

そうだとすると、いまみたいな分け方をするのはいいと思いますが、市長の責務にもってきています「危機管理」などというものは、行政運営のほうにまわしてはどうかという気がしました。

行政運営のほうで例えば、「健全な財政運営」などというものが出てきますよね。そうすると、もしここで危機管理というのをに入れてしまうと、健全に財政運営をしなければいけないというのも、当然市長の責務だということで、後ろからひっぱりだしてこなければならなくなりますので、行政運営で言えば事足りることは後ろのほうにまわして、そうで

はない本当に一人の市長としての責務という部分をここで扱えば良いのではないでしょうか。

### (会 長)

基本はそうですが、その中でもこれは絶対に、危機管理などというのは絶対に必要だということであれば、行政運営のほうにいれてもいいですが、市長のほうにも入れてもいいのです。

### (委 員)

そうすると、むしろ先ほど〇〇委員さんがおっしゃった「財政の効率的な・・・」という部分も引っ張りこんでくるというように、形を統一してとるのであれば、それはそれでいいと思います。

### (会 長)

ただ、市長と市職員では責務の重さみたいなものが少し違うんですよね。だから、委員の皆さんが、危機管理というのはものすごく大事だ、安全というのはものすごく大事だということを痛感していれば、もちろんそれは、行政運営のほうに入れることも可能ですが、やはり市長の責務としていれると、すごく重い意味を持ちます。その辺のご判断をしていただければと思います。説明責任などもそうですね。説明責任を市職員のほうに入れるべきか、市長のほうにいれるのがいいのか。当然、市職員全体を統括するのは市長ですから、そうすると説明責任を市長のほうに入れるという考え方もできるし、あるいは、執行機関を含めた形で「市は・・・」という表現で出来なくもないです。

### (委 員)

「市は・・・」とした場合は、どこにいれるのですか。

### (会 長)

なかなか入れようがないですね。やはり市長のところにいれるか、市職員のところかどちらかになると思います。私は、どちらかという、市長に入れているのですが。

私のメモでは明らかに個々の市長という形で書いています。それに、いまおっしゃったような「安全」とか「防犯」とか「危機管理」といったものを市長の責務に入れるか入れないかというところはあると思います。それから、「市の中長期的なビジョンを大きな絵として描く」というのを、市長の責務にいれるのか、行政運営の総合計画のなかにいれるのかというところも議論にはなると思います。あと、9つのうちの7つは市長の責務に入れることはできると思います。

いま、委員さんから出されたのは、「効率的効果的な施策の遂行」ですね。どの程度盛り込むかということなんです。

**(委員)**

市長の責務と、職員の責務、執行機関の責務を3つ並べるということですか。

**(会長)**

基本的に、執行機関は「市は・・・」という表現をしたいです。行政運営のところを軸にして。だから、市長でなければできない部分と、市職員でなければ出来ないところの責務にしたいということです。

しばったとしても、私のメモでも結構たくさん書いてありますが。

では、この中でいらないものはありますか。

**(委員)**

危機管理は、行政運営の中で良いと思います。

**(委員)**

ただ、災害対策本部長は市長ですよ。

**(会長)**

むしろ、災害の問題だけではなく、今は防犯などいろいろありますから、「安心安全なまちづくり」という観点で市長の責務として強く打ち出すことはできます。

**(委員)**

長期ビジョンなどは、総合計画の中で、総合的かつ計画的な行政運営という中に当然入ってくるだろうと思います。

**(会長)**

では、まず市長の責務の中で不必要なものはありませんか。

**(委員)**

危機管理の話が出ていましたが、「安心安全なまちづくり」というのは、ぜひ市長の責務に入れてほしいと思います。権利で「市民は安心安全生活を営む権利がある」とうたいましたので、ここは市長の責務として入れていただきたい。

**(主幹)**

他市の条例をみますと、そんなに具体的なことを羅列していないようです。

**(委員)**

6番の中長期のビジョンを描くというのは、行政運営にもっていけるのかなと思います。

**(委員)**

私は全部いれてほしいのですけれども、他の都市のものを見ると、ほとんど抽象的ですよね。大きくくくって、全責任は市長にありますよという表現ばかりなので、行政運営のところであらうのが、この自治基本条例ではいいのかなと今お話を聞きながら思っていました。

**(会長)**

たしかに、他都市では市長の責務をそんなにたくさん書いてはいないですよ。ただ、私が書いたものよりは少ないにしても、結構書いてはいると思います。

**(委員)**

行政運営を別立てにするのであれば、市長というのは全責任を負うということを大きくくりで説明するだけで良いと思います。個別には削るものはないと思います。

**(委員)**

一つ入れると、やはり全部入れなければならなくなる気がします。市政の最高責任者であり、リーダーシップを発揮するという部分と、先ほど出ていました安心安全なまちづくりのために最大限努力をするのも市長ではないかと思います。あまりたくさん項目を並べるよりも、抽象的に書くのが良いと思います。

**(委員)**

削るものはないと思います。行政運営と市長とで分けるのであれば、市長というのは市の最高の責任者だという抽象的な文章で、あとは行政運営に含まれて良いと思います。

**(委員)**

書いてあることは全部重要で、市長に要望したいことではあるのですが、ワークショップで「市長」について議論したときに、多種多様な意見が市長に対して出ていました。本当に数多くの意見が出ていました。「これは入れて、これはどうして入っていないんだ」と、具体的に書けば書くほど、そういう話にもなってきますし、どこまでを入れてどこまでを入れないかという、そんなことでどうこうするよりは、大枠でくくっておいて、重要なものについて行政運営のほうにまかせるほうがすっきりすると思います。

**(会長)**

では、こういうふうにしでしょうか。一つは、職員の指導監督と人材の育成、これは行政のトップとして、職員に対してのどうなのか、もう一つが、公正・誠実で効率的効果的な施策の遂行、市民のニーズを踏まえた施策の遂行でしょうか。それから、地域の魅

力や情報を国内外に発信する、つまり、稚内が観光や国際交流などでこれからやっていくのであれば必要なことではないでしょうか。それから市民に対する説明責任、これらを簡潔な文言で、事務局のほうでまとめてもらえませんか。

#### ＜まとめ＞市長の責務

・市職員に対してどうなのか（行政のトップとして職員の指導監督と人材の育成）

・市民向けにどうなのか（市民のニーズを踏まえた施策の遂行など）

・国内外に対してどう発信していくのか（地域の魅力や情報を国内外に発信）

・内部的なこと（効率的効果的な組織運営、施策の遂行）

これら、4つの観点でまとめる。

#### （会 長）

それでは続いて、市職員の責務に移ります。これはどうでしょうか。私のメモでは5つ書きました。委員のみなさんからは12個あがっております。①公平・公正、②公正・誠実かつ効率的な職務遂行、③市民とのパイプ役、④情報収集・市民ニーズの把握、⑤自己研鑽、⑥地域活動への参加、⑦多くの市民を巻き込みながらまちづくりを進める役割を担う、⑧担当の現場に常に出向いて情報交換、⑨現場、現実を把握した情報提供、まちづくり・人づくりの視点から支援、⑩まちづくりへの参加、⑪まちの再発見、⑫職員の企画能力

ということです。少し市長の責務とだぶる部分はあると思いますし、行政運営のほうにもっていくことができるものもあると思います。

私のメモでは、5つ書いたのですが、最初の1つめと2つめは相当大事だと思って書きました。3つめの「市職員自らも市民であることを自覚する」という文言があるか、いらぬか、という部分はどうかと思います。4つめも細かく書いていますが、縦割り行政の弊害というのがあり、それを市職員同士の連携で解決するという、これは、機構改革の問題になってくるので、市長の責務とか行政運営のほうに入るのかとも思うのですが。それから、5つめの積極的・意欲的な勉強・学習、研修への参加、これは大事だと思います。1、2、5は入れるべきと思っています。3、4については、どうかというところがありますが、3については、ワークショップで結構出ていました。

#### （委 員）

会長のメモの3番の中に、たとえば、各委員が出してきた「市民とのパイプ役」、「ニーズの把握」、「地域活動への参加」、「市民を巻き込みながらまちづくりを進める」というのが全部入ってしまうと思います。入れるべきと思います。

#### （会 長）



ただ、ニュアンスが少し違うのは、「市民だ」というのを強調したいところがありました。

**(主 幹)**

(申し訳ありませんが)職員も市民だということを自覚していると自負しております。ただ、いろいろな活動に参加するというのが、他の市民から見て少ないと見られたりする部分は感じているのではと思います。

**(委 員)**

そこは、まさしくワークショップで出されていた部分だと思います。一生懸命やられている方もたくさんいますけれども。

**(会 長)**

(ワークショップでは)市職員と市民が喧嘩しているように見えるところもありました。

**(委 員)**

立場上、一生懸命やっているんですが、なかなか認めてもらえない部分はありますよね。

**(委 員)**

プロとして市政にかかわる顔と、一方で、一市民としての役割のときの顔もあると思いますが、その市民としての顔のときに遠慮されているというのを多くの職員の方に感じます。むしろ、市職員のほうが情報でもたくさん持っているわけですから、地域に入ったときにはリーダーシップを発揮するくらいの能力を発揮していただいて、周りの人をもっと巻き込んで欲しいと思います。確かに、仕事とは別問題で難しいのかもしれませんが。

**(事務局)**

実際、要望や苦情といった仕事のことに偏ってしまうこともあり、深く入っていけない部分はあります。

作業部会のほうでも、地域活動にどんどん参加するという内容は出されています。

**(委 員)**

結局、参加することがゴールではなくて、参加することによって、そこから吸い上げたものを行政に持ち帰って、解決するというのがゴールですよ。

**(事務局)**

それが、この前お話ししていたまちづくり委員会の地域担当職員というのが、まさしくそれにあたります。

**(委員)**

私がPTAをやっていたときには、南地区には市の職員でPTAの役員はいっぱいいましたが、北地区にはほとんどいませんでした。

**(委員)**

町内会もそうですよね。

**(委員)**

市の職員に居てもらわないと、困りますよね。

**(委員)**

地域の諸問題について行政に反映させるという意味では一石二鳥なんですよ。いるとないのとでは、事務的な面でもかなり違いますからね。

**(会長)**

そろそろ時間になりますので、市職員の責務についてまとめさせていただきます。

私の委員長メモですと、「公正・誠実な職務の遂行」、それから「専門的知識の十分な発揮」、「幅広い視野での職務の遂行」といったものは入れたほうがいいのではと思います。それから、「市民に平等・公平に相對する」これももちろん重要です。つまり、ある市民には非常に優遇して、ある市民には非常に冷たい対応をとるとか、結構ありますよね。そういうことのないようにしなければいけませんよね。それから、「市職員自らが市民であることを自覚する」、それに近い文言をぜひ入れていただきたい。それと、「積極的・意欲的に勉強・研修する」といった文言も入れていただきたい。委員の皆さんのほうの表現では「自己研鑽」ということばが入っていますよね。それから、市民であるという自覚でいえば、「市民とのパイプ役」、「まちづくりへの参加」ということになると思います。

このようなまとめでよろしいでしょうか。あとは、12日、13日で提案願えればと思います。

**<まとめ>市職員の責務**

「公正・誠実な職務の遂行」、「専門的知識の十分な発揮」、「幅広い視野での職務の遂行」といったものは入れる。

「市民に平等・公平に相對する」ということ

「市職員自らが市民であることを自覚する」に近い文言を入れる

「積極的・意欲的に勉強・研修する」といった文言も入れる。

(委員の皆さんからの表現では「自己研鑽」、「市民とのパイプ役」、「まちづくりへの参

加) ]

### 3 その他（次回について）

#### （会 長）

今回は議会からということになります。かなり大きな問題としては、議会の責務でしょうか。それから、考えてきていただきたいのは、子育ての部分です。これは、委員の皆さんから、「子どもの権利」とか、「市民ぐるみの子育ての推進」、「学校と地域との連携」などの文言が随分入ってきています。これを市民の権利と責務に入れるのか、それとも一章おこすのか、そして入れるとしたら、どういう形で整理していくのかということを決めることになります。それともう一つは安全・安心です。これで一章おこすかどうかということでもあります。この安心・安全の中で、「福祉の充実」とか「バリアフリー」、「高齢者と障害者」、「老若男女」、そういった安心安全のまちづくりをどの程度書いていくのか、この辺がポイントになると思います。

（あと、国際交流の推進、自然環境との共生、国・道・他の自治体との関係などもやりますが、その辺はわりと簡単に終わるのかなと思います。）

コミュニティにつきましては、この前の議論の中で「まちづくり委員会」の評価をめぐって、一人積極的な発言をされていた委員さんもいらっしゃいましたが、どういうふうに盛り込むか、市のほうとしては何とかそれを入れたがっているわけですが、その辺も含めて自治基本条例ではどう扱っていくかを、この審議会ですっかり議論したいと思いますので、そこも考えてきていただきたい。非常にタイトですが、あさっての夜6時からということになります。そこで大体項目の議論を終わらして、12日、13日で条例案の議論を総括的にやりたいと思います。それでほぼ終わると考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

#### （主 幹）

いまお配りしたのが、前回の議事録になります。まちづくり委員会も含めて、コミュニティについて、各委員のご意見が出ておりますので、一読していただきたい、審議会に望んでいただきたいと思います。

#### （事務局）

以前、太田市のまちづくり基本条例をお配りしていると思います。先ほど会長のおっしゃった「安全で安心して暮らせるまちづくり」ですとか、「環境との共生」ですとかを市の特徴として引き出して条例に盛り込んでいる例ですので、これもあわせて見ていただきたいと思います。

**(会 長)**

それでは、今日は日曜日で天気も良い行楽日和に、みなさん本当にご苦労様でした。  
ありがとうございました。

**4 閉 会**